

下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

令和 8 年 3 月改訂

1 下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定される、地球温暖化対策に関して地方自治体が策定する計画です。下関市域から排出される温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定め、市民、事業者、行政等各主体による取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の基本的事項

本計画の対象範囲は、下関市域全域とします。また、市民、事業者等、行政を取組の主体とします。

- ◆基準年度：2013 年度（平成 25 年度）
- ◆計画期間：2019 年度（令和元年度）から 2030 年度（令和 12 年度）まで
- ◆中期目標年度：2030 年度（令和 12 年度）
- ◆長期目標年度：2050 年度（令和 32 年度）

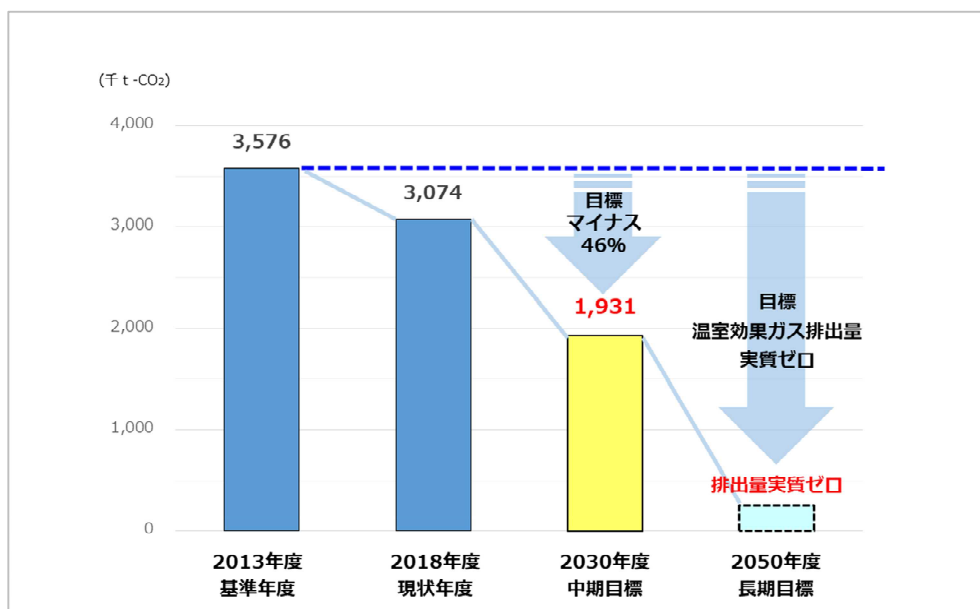
3 温室効果ガス排出量の削減目標

中期目標
2030 年度に 2013 年度比で
46%削減

長期目標
2050 年度
温室効果ガス排出量実質ゼロ

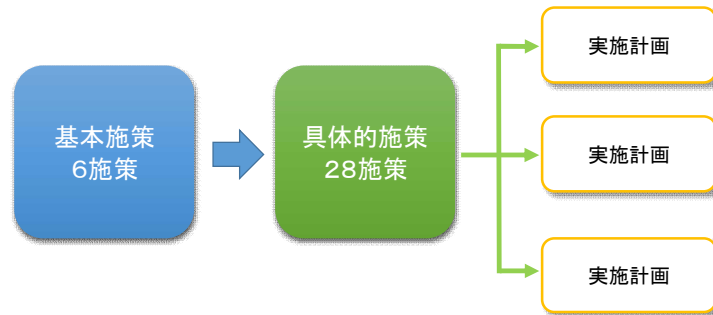
国の温室効果ガス削減目標、そして「ゼロカーボンシティしものせき」宣言を踏まえ、中期目標として 2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減（1,931 千 t-CO₂）とします。

更に、国の長期目標である「2050 年脱炭素社会の実現」に向けて、また、本市の目指す将来像に向けて長期目標を「2050 年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」こととし、「ゼロカーボンシティしものせき」の実現に挑戦します。



4 計画の体系

地球温暖化対策の中心となる6つの「基本施策」と、基本施策の内容を具体的に示した28の「具体的施策」を設定します。また、施策を実効性を持って推進するため、更に具体的な個別の実施計画を策定し、事業を展開します。



5 地球温暖化対策の施策

温室効果ガス排出量削減のための緩和策（基本施策1～5）と、気候変動適応のための適応策（基本施策6）を柱とし、28の具体的施策により地球温暖化対策に取り組みます。

